

子育て支援の学童保育 現場での取り組み

八王子市立中野学童保育所所長

自治労八王子市公共サービス職員労働組合 児童館・学童保育所支部 副支部長

自治労東京都本部 児童館学童部会 幹事

自治労本部保育部会 幹事

近間 博之

自己紹介

仕事	組合活動
2001年 長池学童クラブ（自主学童クラブ）に正規指導員として就職。	
2002年 八王子の学童保育所一元化施策によって、八王子市社会福祉協議会に入職し、市立第十小学童保育所配属。	2002年 組合に加入。
城山学童保育所配属 城山第二学童保育所配属	2004年頃 児童館・学童保育所支部役員、1年で退任
寺町学童保育所配属 上壱分方学童保育所配属	
松が谷学童保育所配属 中野学童保育所配属。	2017年頃 児童館・学童保育所支部役員
	2019年 自治労本部保育部会幹事、東京都本部児童館学童部会幹事
	現在に至る

八王子市の紹介です

- ・東京都心から西へ約40km
- ・新宿より電車で約40分
- ・人口は約58万人
- ・2015年4月より中核市へ移行
- ・21の大学・短期大学・高等専門学校がある学園都市
- ・高尾山



放課後児童クラブ（学童保育）とは？

小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後（放課後）に適切な遊びや生活の場を与え、子どもの状況や発達を踏まえながら、その健全な育成を図る。

→ 保護者の就労支援の場

子どもの育成支援の場

八王子の放課後児童クラブ（学童保育所）

1日の流れ

学校のある日	学校が休みの日
	8：00 開所 延長保育開始
	8：30 通常保育開始 自由遊び
	9：30 学習時間
	10：00 自由遊び
	12：00 昼食 食休み
放課後 児童の登所開始 学習時間 自由遊び	14：00 自由遊び
15：30 おやつ	15：30 おやつ
16：00 自由遊び（随時お迎え）	16：00 自由遊び（随時お迎え）
18：30 延長保育開始	18：30 延長保育開始
19：30 閉所	19：30 閉所







主な業務内容

- ①子どもたちの健康管理、情緒の安定を図る。
- ②子どもたちの安全確認、登所（来所）降所（帰宅）時の安全の確保を図る。
- ③遊びを通して自主性・社会性・協調性・創造性を養う。
- ④家庭と日常的な連絡や情報交換を図る。
- ⑤学校や地域との密な連携を形成する。

などなど…

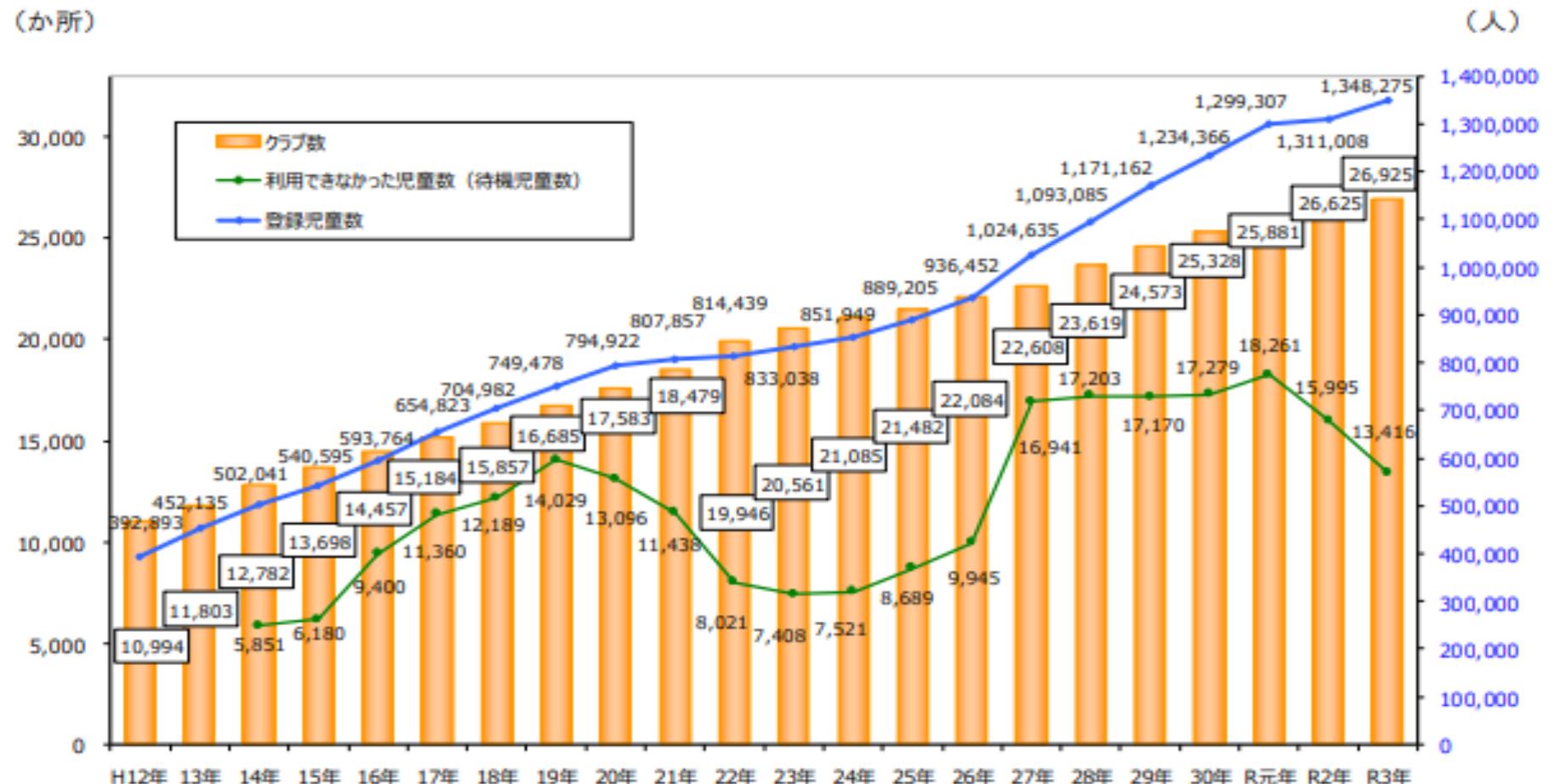
主な業務内容（より具体的に…）

- ①子どもの体調や心身の状況の確認。おやつ提供。
- ②子どもの出席状況や帰宅時間の確認。
- ③子どもと一緒に遊ぶ。安全監視など。
- ④保護者のお迎え時に子どもの様子を伝える。
- ⑤通っている小学校の担任の先生と情報交換する。

などなど…

放課後児童クラブの実施状況

[クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移]

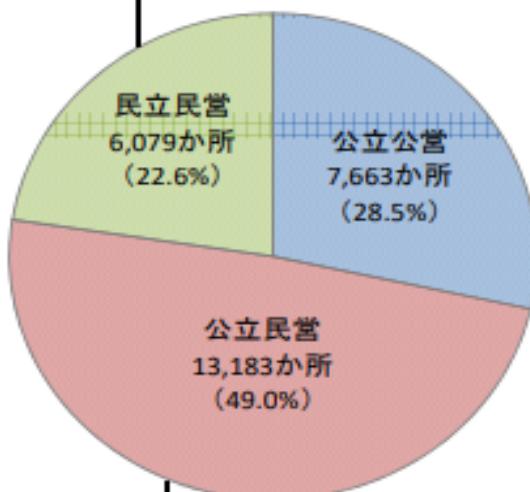


※5月1日現在(令和2年のみ7月1日現在) 厚生労働省調査
※本調査は平成10年より実施

放課後児童クラブの実施状況

- 設置・運営主体別実施状況でみると、公立公営が全体の約28%、公立民営のクラブが約49%、民立民営が約23%を占めている。

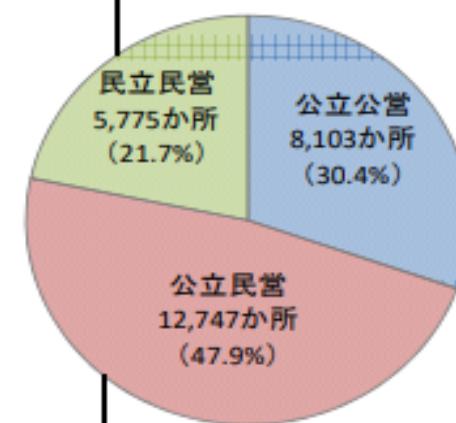
社会福祉法人	1,917か所	(7.1%)
NPO法人	1,066か所	(4.0%)
運営委員会・保護者会	1,417か所	(5.3%)
その他	1,679か所	(6.2%)



社会福祉法人	3,693か所	(13.7%)
NPO法人	1,878か所	(7.0%)
運営委員会・保護者会	3,198か所	(11.9%)
その他	4,414か所	(16.4%)

(参考)令和2年

社会福祉法人	1,834か所	(6.9%)
NPO法人	982か所	(3.7%)
運営委員会・保護者会	1,466か所	(5.5%)
その他	1,493か所	(5.6%)

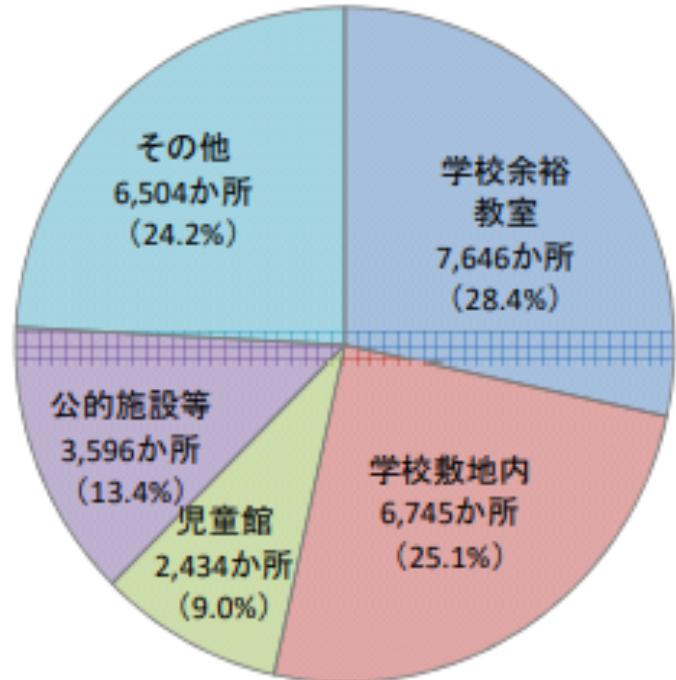


社会福祉法人	3,664か所	(13.8%)
NPO法人	1,835か所	(6.9%)
運営委員会・保護者会	3,381か所	(12.7%)
その他	3,867か所	(14.5%)

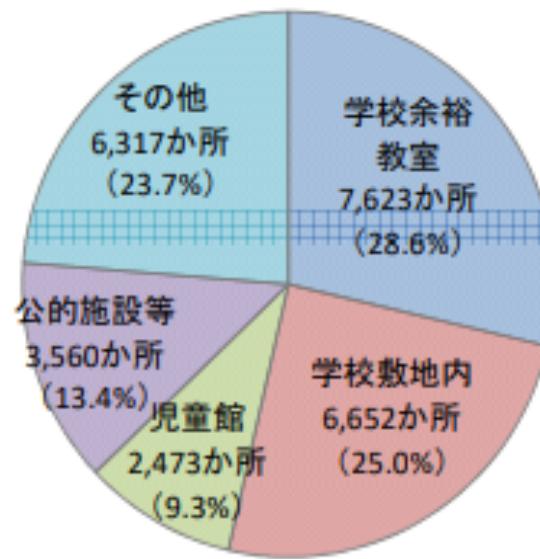
厚生労働省調査

放課後児童クラブの実施状況

- 設置場所では、学校の余裕教室が約28%、学校敷地内の専用施設が約25%と小学校内での合計が約53%、児童館・児童センターが約9%である。



(参考)令和2年



※「公的施設等」は、「公的施設利用」及び「公有地専用施設」を指す。

厚生労働省調査

放課後児童クラブ（学童保育）の歴史

【学童保育の始まり 1950年代前後】

～背景～

- ・終戦後の人口増加→児童の増加
- ・働く母親の増加

→保育所の増設運動に繋がる。

同時に、小学生の放課後の過ごし方についてどうするかの問題も発生。

→保護者が自主的に学童保育設置の運動を起こす。

→都市部にて学童保育の設置、運営が始まる。

放課後児童クラブ（学童保育）の歴史

【学童保育の広がり 1960年代～1980年代】

～背景～

- ・高度経済成長期への突入
- ・急速な都市化
- ・共働き家庭の増大

→「かぎっ子」が増え、留守家庭児童の問題が表面化する。

→各自治体が子どもたちの放課後の居場所について対策を実施。

→自治体や国が補助金を出す。

放課後児童クラブ（学童保育）の歴史

【学童保育の全国的な展開 1990年代】

～背景～

- ・少子化の進行

→いかにして少子化に歯止めをかけるか？

→「子育てと仕事の両立を支援する」「子どもが健やかに生まれ育つ」

環境の整備が重要。

→雇用保護者のいない小学校低学年児童の健全育成を図るため、放課後児童対策を推進する。

→放課後児童クラブ（学童保育）の法定化。

放課後児童クラブ（学童保育）の歴史

【学童保育の充実 2000年代～2010年代】

～背景～

- ・待機児童の増加
- ・「小1の壁」「小4の壁」（仕事を辞めざるを得ない母親）
- ・保育環境や労働環境の劣悪化

→「子ども子育て支援新制度」の創設。

学童保育の質の担保（保育環境や労働環境の充実）と
拡充（待機児童解消）を目指す。

子ども子育て支援制度の現状と課題

【制度創設による主な変更点】

- ・全国各地でバラバラであった運営の最低基準が示された。
→放課後児童クラブ運営指針の策定
- ・高学年の受け入れが始まった。
→おむね10歳未満が対象だったが小学6年生までと明確化
- ・「放課後児童支援員」という資格が創設された。
→都道府県が実施する資格取得研修

子ども子育て支援制度の現状と課題

【しかし実際は・・・？】

【全国各地でバラバラであった運営の最低基準が示された。】
について

<課題①>

最低基準が示されたものの、急に合わせる事などできない。

<課題②>

最低基準を下回る運営が許される状況。

子ども子育て支援制度の現状と課題

【しかし実際は・・・？】

【高学年の受け入れが始まった。】について

<課題①>

義務化ではなく、自治体による任意。

<課題②>

低学年の待機児童の増加で高学年の入る枠がない。

<課題③>

設備の問題。

子ども子育て支援制度の現状と課題

【しかし実際は・・・？】

【「放課後児童支援員」という資格が創設された。】について

<課題①>

保育士のような国家資格ではない。現在従事している職員のみが資格取得の対象である。

<課題②>

学生の皆さんのが将来目指す職業としては考えづらい。人材不足はつづく。

子ども子育て支援制度の現状と課題

【その他の課題～子どもが過ごす環境面～】

保育環境の劣悪さが目立つ

- ・子ども1人当たりの保育面積→おおむね1, 65 m²
- ・子どもの集団の数→おおむね40人以下

と最低基準が示されたが、結局は各自治体の実情により様々…

子ども子育て支援制度の現状と課題

【その他の課題～職員が働く環境面～】

労働環境・労働条件の劣悪さが目立つ

- ・運営主体が様々（自治体の運営、民間委託での運営）。
- ・職員の約7割が非正規職員。
- ・人員不足（とても深刻！！）。

→慢性的な人員不足に陥り、子どもが過ごす環境にも影響が…

子ども子育て支援制度の現状と課題

【まさかの…改正した基準の撤廃？】

放課後児童クラブの「職員」に関する基準

- ・ 1つのグループ（40人）に職員を複数配置する。
- ・ 複数配置するうちの1人は有資格者を配置する。
→ 「必ず配置する」はずだったのに、
「必ずしも配置しなくてもよい」と改正された。

新型コロナウイルスに関する放課後児童クラブの現状と課題

【放課後児童クラブにおける子どもの現状】

コロナウイルス対策をしていることが日常となっているが…
→「友達と楽しくしゃべると注意される」「マスクが邪魔」など、ストレスを感じている子どもがみられる。

新型コロナウイルスに関する放課後児童クラブの現状と課題

【放課後児童クラブにおける職員の現状】

子どもたちの感染対策徹底の難しさ。大人同士の場面よりも距離が近い子どもたちとのディスタンス問題。

→恒常的な感染の恐怖

→子どもたちの楽しい時間を制限せざるを得ない心苦しさ、触れ合いや食事の場面の制限

新型コロナウイルスに関する放課後児童クラブの現状と課題

【放課後児童クラブの業務の現状】

イベント・行事の中止、子どもたちの楽しみとなっている取り組みができない。

→スポーツ大会の中止、キャンプの中止、交流行事の中止、遠足の中止など

感染防止対策のために、日常関わる人以外と接点を持つ機会を極力減らしています。

新型コロナウイルスに関する放課後児童クラブの現状と課題

【放課後児童クラブにおける課題】

施設の環境改善

→子ども達や職員が安全安心に余裕をもって過ごすことができる環境の整備が必要。

→社会基盤を支える「重要な役割」である放課後児童クラブを社会的に認知された職業として、環境や職員の待遇をさらに良いものへと変えていってほしい。

全国に広がる放課後児童クラブの労働組合

【放課後児童クラブにおける全国共通の課題】

保育環境・労働環境の劣悪さ、人材不足は全国共通の悩み

→「労働組合＝仲間」を通じた運動を全国で展開することが重要である。

全国に広がる放課後児童クラブの労働組合

【自治体に対する労働組合運動】

- ・国が示した基準と同レベルの運営・設備を訴える。
- ・給与（特に非常勤職員）の改善を訴える。
- ・人材不足の解消を訴える。

参考：児童館・学童保育所支部より八王子市社会福祉協議会に提出した要求書（一部抜粋）

在籍児童数	シフト総数
~40名	3人
41名～80名	4人
81名～120名	6人
121名～160名	8人
161名～	10人

- 11 各施設最低3名以上のシフト職員による支援員配置を行い、休憩・休暇等交代要員を確保すること。◆
- 12 シフト職員の配置不足が各施設の抱える諸問題の要因となっていることを認識し、配置不足が起こらないよう人員確保すること。また、適正な人材を確保するために、職員の待遇改善も含めた方策を講じること。◆
- 13 職員を年度内異動させる場合は、施設の運営に関わるため、該当者だけでなく施設への打診及び組合へ事前連絡の上で異動させること。◆
- 14 事務局に配置されている職員の事務職交流期間延伸については、令和2年12月の提案と確認の通り、指定管理選定にかかる期間（約1～2年）のみとすること。◆
- 15 年度をまたぐ療養休暇、産前産後休暇及び育児・介護休業を取得した職員の復帰先是、原則として、休暇・休業取得前に配置されていた施設とすること。ただし、本人の意向が、休暇・休業取得前に配置されていた施設と異なる場合は、本人の意向を尊重した上で配属先を決定すること。◆
- 16 子どもがいる時間に事務業務を行わなくて済むように、事務業務の時間担保、および事務作業の削減・効率化について講じ、適宜協議していくこと。◆
- 17 土曜日や夏休み等の1日保育時における安定的な施設開所を図るために、及び開所の準備のため、開所時刻15分前からを勤務時間とすること。（例 8:00 開所の場合は7:45 勤務開始）◆
- 18 放課後子ども教室を運営している施設については、正規職員を2名以上配置し、施設運営に携わる職員と放課後子ども教室運営に携わる職員とで業務分担ができるよう図ること。◆

2 指定管理運営事業者として社協が八王子市に働きかけること◆

- 1 指定管理者選定において、コスト面だけで決定してしまう現在の選定方法は、官製ワーキングプアを作り出し、公共サービスの質を下げ、市民に不安を与えていることを市に訴え、撤廃も含めた指定管理者制度の改善を働きかけること。◆
- 2 保留児童解消は、利用者の安心・安全を担保するために、場所・職員配置・備品の整備が完了してから行うようにするように働きかけること。◆
- 3 新型コロナウィルス感染症対策は、児童・保護者（利用家庭）の安全だけでなく、職員の安全と施設運営も守られることを考慮するように働きかけること。◆
- 4 **要介助児童**の入所審査会議において介助不要の判断が多く、施設運営に支障をきたしている実情がある。介助の判断基準を見直し、施設判断を最大限尊重するよう働きかけること。◆
- 5 重篤な食物アレルギーを抱える児童について、おやつ場面におけるエラーによって健康被害の可能性にさきさないよう、子どもの健康を第一とした対応指針を八王子市が持つよう要望すること。◆
- 6 安心できる保育環境確立のために、現状の専用区画基準が1.11m²又は1.25m²の施設を、国基準の1.65m²へと整備するよう働きかけること。特に高学年受け入れ施設については、早急にすべての施設を国基準に合わせるように働きかけること。◆
- 7 施設における男女共有トイレの設置は労働安全衛生規則第17条及び第628条（共に男性用と女性用の区別）に抵触する可能性がある。現在、男女共有トイレとなっている施設（千人町第一、第十九小第四、北野、寺町、宮上など）を男女別へと整備するよう働きかけること。◆
- 8 平成29年度より創設された国の補助金事業である放課後児童支援キャリアアップ待遇改善事業を活用し、職員の待遇改善を図るよう働きかけること。◆
- 9 職員の働きやすい職場環境を整えるため、各施設に独立した事務室・更衣室・大人用トイレなどの環境設備を整備するよう働きかけ

全国に広がる放課後児童クラブの労働組合

【私たちが使用者に対して勝ち取った成果】

- ・正規職員と非正規職員の待遇の一部同一化。
- ・休日出勤等に伴う時間外勤務手当の整備。
- ・非正規職員の給与の昇給確保。
- ・パワハラ等への対策、上級職への指導

などなど…

全国に広がる放課後児童クラブの労働組合

【国に対する労働組合運動】

- ・放課後児童クラブのさらなる設備・運営の改善を訴える。
- ・職員の処遇改善を訴える。
- ・放課後児童支援員の資格の格上げを訴える。

厚生労働省との意見交換に関する項目について

～自治労社会福祉評議会 保育部会（学童幹事）

2017年2月17日

1. 放課後児童クラブ（学童保育）の国の制度の拡充について

- ①放課後児童クラブ（学童保育）事業を、子ども・子育て支援制度における「事業」から「給付」の位置づけに移行すること。
⇒新制度の時に議論されてきた個人給付に対する考え方については、給付にすることで、保育料の保護者負担をどうするか？という議論もあり、今後のニーズの在り方が変化する中で、どうしていくかを検討していく。

②放課後児童クラブ（学童保育）を「児童福祉施設」として位置づけ、量的拡充と質的改善を図ること。
⇒もともと事業として開設してきたものであり、形態もバラバラであるため、当面児童福祉施設としての位置づけは難しいが、制度の中で量的拡充と質の改善を図っていく必要があると考える。

③支援員の人事費は、非常勤職員の人事費が基準であることから、勤務時間の伸長も検討し、正規職員での積算とすること。
⇒平成29年度予算案では運営費の引き上げを考えており、今まででは非常勤職を前提とした予算組みではあったが、1人については常勤職として積算をする予算組みにする予定。

2. 省令基準の改善と拡充について

①「従うべき基準」とされている「職員（第10条）」については、配置人数を改善すること。また、「参酌すべき基準」とされている「設備（第9条）」、「児童の集団規模（第18条）」についても「従うべき基準」とすること。

⇒配置基準は現状2人（支援員と補助員）となっている。現状、7割の従事者が支援員となりうる状況である。まずは2人配置という配置の適正化を図っていく。参酌基準は、地方分権の考えかたの中で、なかなか従うべき基準とすることは難しい。しかし、国としては補助金を出しながら、規模の適正化などを図っていく。

②支援員の資格について、現行の「認定資格」から「国家資格」へと格上げすること。

⇒支援員の認定資格はまだできたばかりの制度であり、まずは支援員研修を周知し徹底していくことが最優先である。今後、介護福祉士のように、認定資格であったのが国家資格になったような事例もあるので、今後の状況を見据えていきたい。

3. 放課後子ども教室について

放課後子ども教室は、放課後児童クラブ（学童保育）とは設置の目的や役割が異なっている。一体化の促進をめざすのではなく、子どもの最善の利益と子育て家庭への支援の充実を最優先とする視点から、一体化または連携のあり方を見直すこと。

⇒一体型にしろ連携型にしろ、大人の目がきちんと届くような制度として考えていきたい。

全国に広がる放課後児童クラブの労働組合

【私が労働組合に関わる訳・・・】

- ・八王子市の放課後児童クラブを良くしたい！
→縦のつながり・横のつながりで情報を共有する。
- ・全国の放課後児童クラブを良くしたい！
→八王子発信で全国へ。（全国の現場の声を聴き、良い事は互いに取り入れる。）
- ・放課後児童支援員を若者が目指す職業に！

全国に広がる放課後児童クラブの労働組合

【労働組合だからこそできること】

- ・労働組合の仲間達 = 現場を一番知っている仲間達
- ・現場から声をあげることができる。
- ・現場の声を届けることができる。

それが、労働組合で活動する意義だと感じています。

ご清聴ありがとうございました

【補助教材について】

過去に前任者が実施した「子育て支援の学童保育現場での取り組み」の講義動画

<http://www.isc.meiji.ac.jp/~labored/kifukoza/jichiro2019.html>

こちらをご覧いただき、さらなる内容理解
に努めてください。